

労働保険の保険料の徴収等に関する法律

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則

(一般保険料の額)
第十一条

3 前項の規定にかかわらず、厚生労働省令で定める事業については、厚生労働省令で定めるところにより算定した額を当該事業に係る賃金総額とする。

(賃金総額の特例)

第十二条 法第三十一條第三項の厚生労働省令で定める事業は、労災保険に係る保険関係が成立している事業のうち次の各号に掲げる事業であつて、同条第一項の賃金総額を正確に算定することが困難なものとす。

- 一 請負による建設の事業
- 二 立木の伐採の事業
- 三 造林の事業、木炭又は薪を生産する事業その他の林業の事業（立木の伐採の事業を除く。）
- 四 水産動植物の採捕又は養殖の事業

第十三条 前条第一号の事業については、その事業の種類に従い、請負金額に別表第二に掲げる率を乗じて得た額を賃金総額とする。

2 次の各号に該当する場合には、前項の請負金額は、当該各号に定めるところにより計算した額とする。

- 一 事業主が注文者その他の者からその事業に使用する物の支給を受け、又は機械器具等の貸与を受けた場合には、支給された物の価額に相当する額又は機械器具等の損料に相当する額を請負代金の額に加算する。ただし、厚生労働大臣が定める事業の種類に該当する事業の事業主が注文者その他の者からその事業に使用する物で厚生労働大臣がその事業の種類ごとに定めるものの支給を受けた場合には、この限りでない。

二 前号ただし書の規定により厚生労働大臣が定める事業の種類に該当する事業についての請負代金の額にその事業に使用する物で同号ただし書の規定により厚生労働大臣がその事業の種類ごとに定めるものの価額が含まれている場合には、その物の価額に相当する額をその請負代金の額から控除する。

別表第2 (第13条関係) 労務費率表

事業の種類	事業の種類	請負金額に 乗ずる率
建設事業	水力発電施設、ずい道等新設事業	20%
	道路新設事業	21%
	舗装工事業	20%
	鉄道又は軌道新設事業	23%
	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	21%
	既設建築物設備工事業	21%
	機械装置の組立て又は据付けの事業 組立て又は取付けに関するもの その他のもの	41% 21%
	その他の建設事業	24%

備考 この表の事業の種類の詳細は、別表第1の事業の種類の詳細のとおりとする。